

奈良市介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
(令和元年10月施行版)

令和 元年 10月

1 介護予防訪問介護相当サービス(指定事業所)	1
2 訪問型サービスA	2
3 訪問型サービスC	3
4 介護予防通所介護相当サービス(指定事業所)	4
5 通所型サービスC	5

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

1 介護予防訪問介護相当サービス（指定事業所）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,172 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,172 1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			1,055
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 39 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	39 1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			35
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,342 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,342 1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			2,108
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	77 1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			69
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,715 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,715 1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			3,344
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	122 1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			110
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 267 単位 ※1月の中で全部で4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	267 1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一			240
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 271 単位 ※1月の中で全部で6回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	271 1日につき
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一			244
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 286 単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	286 1日につき
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一			257
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	テ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	

2 訪問型サービスA(生活援助)

サービスコード	サービス名称	算定項目	合成単位数	給付率	算定単位
A3 1111	訪問型サービスA(生活援助) I-1	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	225	90%	1日につき
A3 1112	訪問型サービスA(生活援助) I-1・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	158		
A3 1113	訪問型サービスA(生活援助) I-1・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203		
A3 1114	訪問型サービスA(生活援助) I-1・初任・同一	※1月の中で5回まで	142	80%	1日につき
A3 1121	訪問型サービスA(生活援助) I-2	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	225		
A3 1122	訪問型サービスA(生活援助) I-2・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	158		
A3 1123	訪問型サービスA(生活援助) I-2・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203	70%	1日につき
A3 1124	訪問型サービスA(生活援助) I-2・初任・同一	※1月の中で5回まで	142		
A3 1131	訪問型サービスA(生活援助) I-3	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	225		
A3 1132	訪問型サービスA(生活援助) I-3・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	158	90%	1日につき
A3 1133	訪問型サービスA(生活援助) I-3・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203		
A3 1134	訪問型サービスA(生活援助) I-3・初任・同一	※1月の中で5回まで	142		
A3 1211	訪問型サービスA(生活援助) II-2	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	225	80%	1日につき
A3 1212	訪問型サービスA(生活援助) II-1・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	158		
A3 1213	訪問型サービスA(生活援助) II-1・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203		
A3 1214	訪問型サービスA(生活援助) II-1・初任・同一	※1月の中で10回まで	142	70%	1日につき
A3 1222	訪問型サービスA(生活援助) II-2・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	158		
A3 1223	訪問型サービスA(生活援助) II-2・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203		
A3 1224	訪問型サービスA(生活援助) II-2・初任・同一	※1月の中で10回まで	142	90%	1日につき
A3 1231	訪問型サービスA(生活援助) II-3	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	225		
A3 1232	訪問型サービスA(生活援助) II-3・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	158		
A3 1233	訪問型サービスA(生活援助) II-3・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203	80%	1日につき
A3 1234	訪問型サービスA(生活援助) II-3・初任・同一	※1月の中で10回まで	142		
A3 1241	訪問型サービスA(生活援助) III-1	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	225		
A3 1312	訪問型サービスA(生活援助) III-1・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	158	90%	1日につき
A3 1313	訪問型サービスA(生活援助) III-1・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203		
A3 1314	訪問型サービスA(生活援助) III-1・初任・同一	※1月の中で15回まで	142		
A3 1321	訪問型サービスA(生活援助) III-2	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	225	80%	1日につき
A3 1322	訪問型サービスA(生活援助) III-2・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	158		
A3 1323	訪問型サービスA(生活援助) III-2・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203		
A3 1324	訪問型サービスA(生活援助) III-2・初任・同一	※1月の中で15回まで	142	70%	1日につき
A3 1331	訪問型サービスA(生活援助) III-3	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	225		
A3 1332	訪問型サービスA(生活援助) III-3・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	158		
A3 1333	訪問型サービスA(生活援助) III-3・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203	90%	1日につき
A3 1334	訪問型サービスA(生活援助) III-3・初任・同一	※1月の中で15回まで	142		
A3 1511	訪問型サービスA(生活援助)特別地域加算1	※1月の中で15回まで	34		
A3 1512	訪問型サービスA(生活援助)小規模事業所加算1	※1月の中で15回まで	23		
A3 1513	訪問型サービスA(生活援助)中山間地域等加算1	※1月の中で15回まで	11		
A3 1514	訪問型サービスA(生活援助)初回加算1		200	80%	1月につき
A3 1521	訪問型サービスA(生活援助)特別地域加算2	※1月の中で15回まで	34		
A3 1522	訪問型サービスA(生活援助)小規模事業所加算2	※1月の中で15回まで	23		
A3 1523	訪問型サービスA(生活援助)中山間地域等加算2	※1月の中で15回まで	11	70%	1日につき
A3 1524	訪問型サービスA(生活援助)初回加算2		200		
A3 1531	訪問型サービスA(生活援助)特別地域加算3	※1月の中で15回まで	34		
A3 1532	訪問型サービスA(生活援助)小規模事業所加算3	※1月の中で15回まで	23	90%	1日につき
A3 1533	訪問型サービスA(生活援助)中山間地域等加算3	※1月の中で15回まで	11		
A3 1534	訪問型サービスA(生活援助)初回加算3		200		
A3 1611	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 I-1	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 137/1000 加算	31	80%	1日につき
A3 1612	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 II-1	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 100/1000 加算	23		
A3 1613	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 III-1	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 55/1000 加算	12		
A3 1614	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 IV-1	(4)介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の 90% 加算	11		
A3 1615	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 V-1	(5)介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の 80% 加算	10		
A3 1616	訪問型サービスA(生活援助)特定処遇改善加算 I-1	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算	14	90%	1日につき
A3 1617	訪問型サービスA(生活援助)特定処遇改善加算 II-1	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の 42/1000 加算	9		
A3 1621	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 I-2	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算	31		
A3 1622	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 II-2	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 42/1000 加算	23		
A3 1623	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 III-2	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 55/1000 加算	12		
A3 1624	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 IV-2	(4)介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の 90% 加算	11	70%	1日につき
A3 1625	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 V-2	(5)介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の 80% 加算	10		
A3 1626	訪問型サービスA(生活援助)特定処遇改善加算 I-2	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算	14		
A3 1627	訪問型サービスA(生活援助)特定処遇改善加算 II-2	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の 42/1000 加算	9		
A3 1631	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 I-3	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 137/1000 加算	31		
A3 1632	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 II-3	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 100/1000 加算	23	90%	1日につき
A3 1633	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 III-3	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 55/1000 加算	12		
A3 1634	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 IV-3	(4)介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の 90% 加算	11		
A3 1635	訪問型サービスA(生活援助)処遇改善加算 V-3	(5)介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の 80% 加算	10		
A3 1636	訪問型サービスA(生活援助)特定処遇改善加算 I-3	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算	14		
A3 1637	訪問型サービスA(生活援助)特定処遇改善加算 II-3	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の 42/1000 加算	9	70%	1日につき

※訪問型サービスAについては、利用者負担割合ごとに設定(給付率:90%、80%、70%)

A3Iについては、率を規定するサービス(特定処遇改善加算、処遇改善加算、特地加算等)は設定できないため、合成単位数を記載

3 訪問型サービスC(短期集中)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービスC(短期集中)	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で4回まで	状態改善の達成を目指す期限(3ヶ月～6ヶ月)を明確に設定した上で、保健・医療等の専門職が、利用者の機能低下の状況に応じて、集中的に訪問型予防サービスを提供するもの	603	100%	1日につき

4 介護予防通所介護相当サービス(指定事業所)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	1,655	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54 単位	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,393 単位	3,393	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割			112 単位	112	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位	380	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位	391	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(独自)を行う 場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II	(2) 選択的サービス複数実施加算(II)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 11	チ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 12			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 21		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 22			事業対象者・要支援2	96 単位加算	96
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算		200 単位加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100	
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ス 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5 単位加算	5	1回につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算 V		(5) 介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算 I		ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算	
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	定員超過の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54 単位		38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,393 単位		2,375	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			112 単位		78	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位		266	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位		274	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54 単位		38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,393 単位		2,375	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			112 単位		78	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位		266	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位		274	

5 通所型サービスC(短期集中)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
種類	項目						
A7	1011	通所型サービスC(短期集中)(運動機能)(基本)	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で8回まで	状態改善の達成を目指す期限(3ヶ月~6ヶ月)を明確に設定した上で、保健・医療等の専門職が、利用者の機能低下(運動機能)の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供するもの	350	100%	1日につき
A7	1012	通所型サービスC(短期集中)(運動機能)(基本+送迎片道)	同上		375		
A7	1013	通所型サービスC(短期集中)(運動機能)(基本+送迎往復)	同上		400		
A7	1021	通所型サービスC(短期集中)(栄養改善)(基本)	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で3回まで	状態改善の達成を目指す期限(3ヶ月~6ヶ月)を明確に設定した上で、保健・医療等の専門職が、利用者の機能低下(栄養改善)の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供するもの	350	100%	1日につき
A7	1022	通所型サービスC(短期集中)(栄養改善)(基本+送迎片道)	同上		375		
A7	1023	通所型サービスC(短期集中)(栄養改善)(基本+送迎往復)	同上		400		
A7	1031	通所型サービスC(短期集中)(口腔機能)(基本)	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で3回まで	状態改善の達成を目指す期限(3ヶ月~6ヶ月)を明確に設定した上で、保健・医療等の専門職が、利用者の機能低下(口腔機能)の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供するもの	350	100%	1日につき
A7	1032	通所型サービスC(短期集中)(口腔機能)(基本+送迎片道)	同上		375		
A7	1033	通所型サービスC(短期集中)(口腔機能)(基本+送迎往復)	同上		400		